

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第14号

答申番号：令和7年答申第4号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人に対して、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づき行った令和5年5月17日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 令和5年4月7日、審査請求人は処分庁に対して、法による保護を申請した。
- 2 令和5年4月10日、処分庁は、審査請求人に対して、訪問調査を実施し、収入について申告する必要があることを説明した。
- 3 令和5年4月12日、審査請求人は、審査請求人の母（以下「母」という。）の名義で審査請求人の口座に20万円の送金を受けた。
- 4 令和5年4月13日、処分庁は、審査請求人から、光熱費や生活を継続するために必要な支払いを行う目的で、同月12日、審査請求人の親戚から母を通じて援助（以下「母からの援助」という。）を受け、既に支払いを行った旨聴取した。
同日、処分庁は、審査請求人に対して、保護開始となった場合は、仕送りとして収入認定を行うことを説明した。
- 5 令和5年4月14日、処分庁は、保護の開始を決定し、令和5年4月7日付けで審査請求人世帯の保護を開始した。
同日、審査請求人は、給与として、複数の企業から合計4万9,242円の振込みを受けた。
- 6 令和5年4月19日、処分庁は、審査請求人に対して、保護開始に当たり、パンフレットを用いて生活保護制度の説明をし、初回分保護費を支給するとともに、法第61条に伴う収入申告について説明し、収入申告書等を受理した。
また、処分庁が、審査請求人に対して、母からの援助について再度確認したところ、振込みのあった20万円は、光熱費等の滞納分の支払いのため、既に消費した旨聴取した。
これを受けて、処分庁は、審査請求人に対して、母からの援助も収入として認定されること及び収入認定後の返還方法については、課内にて協議し連絡を行うことを説明した。
- 7 令和5年4月24日、審査請求人は、処分庁に対して、転居のための引越し代等の支給の

ため、保護申請書を提出した。

同日、処分庁は、審査請求人に対して、再度、母からの援助について、後日返還決定を行うことになることを説明した。

- 8 令和5年4月29日、審査請求人は、処分庁管内から、別の管内に転出した。
- 9 令和5年4月30日、処分庁は、審査請求人の転出により、審査請求人世帯の保護を廃止した。
- 10 令和5年5月2日、処分庁は、審査請求人に対して、引越し代8万1,400円及び入居時費用等29万7,360円を現金支給した。
- 11 令和5年5月17日、処分庁は、審査請求人に対して、母からの援助分20万円及び令和5年4月14日に入金された給与の収入充当分2万1,542円の合計額である22万1,542円が過支給であったとして、本件処分を決定するとともに、本件処分に係る決定通知書を審査請求人に対して送付した。
- 12 令和5年5月26日、審査請求人は、審査庁に対して、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 返還対象とされた金銭は、保護決定前のものであり、全て支払いに充てたため活用できる資産ではなく、資力はなかった。
- (2) 母からの仕送りにつき、「収入判定に入らない」との返答があったにもかかわらず、収入であるとして返還請求された。
- (3) 仕送りではなく、恵与金である。「仕送り」との記載は、指示・強要されたものである。自立更生のための恵与金は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の(3)のエ、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付け社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の(4)及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の間41の答によると、収入認定されない。
- (4) 返還額は、引越し費用等も含めていて受給額以上であり、何らの控除もされていない。
- (5) 処分庁は、申請時に補足性の原理に則っている旨教示しているというが、教示はされていない。
- (6) 賃貸住宅の退去に関し、引越し時の追加費用や原状回復費が請求され、負債の結果となった。
- (7) 処分庁は、仕送り収入は、事前の相談なくカードローン返済等に充当されたと主張するが、事前に連絡している。
- (8) 以上より、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 仕送りについては、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)により、原則全て収入認定することとされている。
- (2) 勤労収入については、次官通知第8の3の(1)のアにより、基礎控除及び実費控除をした上、収入総額を認定することとされている。
- (3) 法第63条の決定に当たっては、ケース診断会議に諮った上、仕送り収入については、事前の相談なくカードローン返済等充当されており、局長通知第8の2の(3)及び(4)にいう自立更生のための用途としては認められないこととした。また、過去の債務弁済に充当されたものであることから、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問8-95の(答)により、収入から控除することは認められない。一方、勤労収入については、保護開始決定までに入金された給与であることに鑑み、基礎控除と実費控除を適用した。
- (4) よって、本件処分には、何ら違法又は不当な点はない。
- (5) 以上のとおり、本件処分は、法令等に従い、適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求については、これを棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定し、法第8条第1項は、保護は、要保護者の需要のうち、「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と規定しており、法第61条は、「被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき（中略）は、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。」と規定している。
- (2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」として、被保護者の費用返還義務について規定している。
- (3) 次官通知第8の3の(1)のアの(ア)は、「官公署、会社、工場、商店等に常用で勤務し、又は日雇その他により勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とし、同第8の3の(1)のアの(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、社会保険料、所得税、労働組合費、通勤費等の実費の額を認定すること」とし、同第8の3の(4)は、「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること」とし、別表「基礎控除額表」（月額）によると、収入金額が4万7,000円から5万999円の場合、1万8,400円を控除するものとされている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定す

ること。」としている。

(5) 次官通知第8の3の(3)のエは、「自立更生を目的として恵与される金銭のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」を収入として認定しないこととしている。

(6) 局長通知第8の2の(3)は、「貸付資金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられることにより収入として認定しないものは次のいずれかに該当し、かつ、貸付けを受けるについて保護の実施機関の事前の承認があるものであって、現実に当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限ること。」とし、次のものを掲げている。

ア 事業の開始又は継続、就労及び技能修得のための貸付資金

イ 次のいずれかに該当する就学資金

(ア)～(ウ) 略

ウ 医療費又は介護等費貸付資金

エ 結婚資金

オ 国若しくは地方公共団体により行なわれる貸付資金又は国若しくは地方公共団体の委託事業として行なわれる貸付資金であって、次に掲げるもの

(ア)～(カ) 略

(7) 局長通知第8の2の(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」としている。

(8) 課長通知第8の問41の答は、扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差し支えないとしている。

(9) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付け社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「平成24年課長通知」という。）1の(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その④において、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」と規定し、④のただし書きの(エ)において、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれないとしている。

(10) 問答集問8-95の答は、「過去の債務に対する弁済金を収入から控除することは

認められない。その理由は、もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、本法によって保障することとなり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向けてその最低限度の生活の維持を保障せんとする本法の目的から著しく逸脱することになるからである。」としている。

- (11) 問答集問13-4の答は、扶助費の返還を要する事情が明らかとなった場合について、「発見月からその前々月の分であっても法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない。」としている。
- (12) 問答集問13-5の答(1)は、法第63条は、資力はあるがこれを直ちに最低生活のために活用できない場合にとりあえず保護を行い、資力が最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである旨示している。
- (13) 問答集問13-23の答(2)は、保護受給中に発生した資力については、それが速やかに現金化できる状況にあれば、本来収入認定を行うべきものであり、法第63条を適用する場合には、保護の実施要領に定める収入認定の各規定に従って必要な控除等を適用すべきである旨示している。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 費用返還義務について

(ア) 審査請求人は、保護開始後の令和5年4月12日に、母名義で審査請求人の口座に20万円の送金を受けている。また、審査請求人は、令和5年4月14日に、複数の企業から合計4万9,242円の給与を受け取っている。

そうすると、審査請求人世帯は、資力がありながら保護を受けたものといえ、令和5年4月分として受給した保護費計47万2,928円(引越し費用、敷金等を含む。)のうち、資力の限度である24万9,242円の範囲内で法第63条の規定による費用返還義務を負う。

なお、扶助費の返還を要する事情が明らかになったのは令和5年4月であるが、法第63条の規定による返還として決定することに誤りはない(問答集問13-4の答)。

(イ) 審査請求人は、返還額には引越し費用等も含まれている点で疑問があると主張する。

しかしながら、引越し費用等は現実に保護費として支給されているものであり、返還対象とすることに誤りはない。

(ウ) 審査請求人は、処分庁が保護申請時に補足性の原理に則っている旨教示しているというが、教示はされていないと主張する。

しかし、記録によると、処分庁は、審査請求人に対し、令和5年4月10日の訪問調査時に保護制度が最低生活費と世帯の収入額を比較して決定される旨説明しているほか、保護開始時にもパンフレットを用いて生活保護制度の説明をしていることが認められる。

それゆえ、審査請求人の主張には理由がない。

- (エ) 審査請求人は、賃貸住宅の退去に関し、引越し時の追加費用や原状回復費が請求されたため、負債の結果となったと主張する。

しかし、処分庁は、審査請求人から提出された入居費用及び引越し代の見積り及び領収書の写しに従い、入居費用及び引越し代を支給しており、処分庁の判断に誤りはない。

イ 返還額について

- (ア) 法第63条による費用返還は全額返還が原則であり、必要経費及び当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものが控除の対象となる（平成24年課長通知1の(1)、問答集問13-5の答(1)及び問答集問13-23の答(2)）。

- (イ) 母からの援助分について

a 母からの援助は、仕送りに当たるところ、次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としている。

b 審査請求人は、母からの援助は、自立更生のための恵与金であり、収入認定されないと主張する（次官通知第8の3の(3)のエ）。

しかしながら、課長通知第8の間41の答は、「扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り」、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差し支えないとしている。

本件で、審査請求人は自立更生のために充てるべきことを明示してなされたことの証拠を提出していない。また、後述(オ)で示すように、そもそも保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれない。

それゆえ、自立更生のための恵与金には当たらない。

c 審査請求人は、母からの援助につき、処分庁に事前に連絡していると主張する。

しかし、本件の母からの援助は、局長通知第8の2の(3)のアからオまでのいずれにも該当しない。また、母からの援助が貸付けの性質を有するものであったとしても、貸付を受けることについて保護の実施機関の事前の承認はない。

それゆえ、審査請求人の主張は理由がない。

d 審査請求人は、母からの援助について、処分庁の担当者から「収入判定に入らない。」との返答があったと主張している。

しかしながら、記録によると、処分庁は、母からの援助があった場合に収入認定されることを保護の決定前から繰り返し説明していることが認められる。

それゆえ、審査請求人の主張には理由がない。

- e 審査請求人は、母からの援助を過去の債務の支払いに充てている。問答集問8の95にもあるとおり、保護開始前の借金の返済に必要な経費として収入を充てることは認められていない。また、平成24年課長通知1の(1)の④の(エ)に示されるように、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれないため、返還額から控除することはできない。
 - f 以上より、母からの援助につき、20万円全額を収入として認定し、全額を返還対象とした処分庁の判断に不合理な点はない。
- (ウ) 給与分について

次官通知第8の3の(1)の(ア)の(ア)は、「勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とし、同第8の3の(1)の(ア)の(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、「通勤費等の実費の額を認定すること」とし、同第8の3の(4)は、「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること」とし、別表「基礎控除額表」(月額)によると、収入金額が4万7,000円から5万999円の場合、1万8,400円を控除するものとされている。

それゆえ、給与合計4万9,242円から審査請求人より申告のあった通勤費の実費計9,300円及び基礎控除1万8,400円を控除し、給与分からの返還相当額を2万1,542円と決定した処分庁の判断に不合理な点はない。

- (エ) 処分庁は、ケース診断会議に諮った上で、返還対象額を母からの援助分及び給与分の合計22万1,542円と決定しており、その判断に誤りはない。
- ウ 以上より、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年11月7日 審査庁が審査会に諮問
令和7年12月11日 第1回調査審議（第1部会）
令和8年1月8日 第2回調査審議（ 〃 ）
令和8年1月13日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

審査請求人は、本件処分について、(1)返還対象とされた金銭は、保護決定前のものであり、全額支払いに充てているにもかかわらず、返還義務があると判断されたこと及び(2)母から審査請求人の口座に振り込まれた20万円等が収入認定され、返還対象とされたことが違法又は不当と認められるかであるから、以下検討する。

(1) 費用返還義務について

審査請求人は、返還対象とされた金銭は、保護決定前のものであり、全て支払いに充てたため活用できる資産ではなく、資力はなかった旨主張しているが、保護開始後の令和5年4月12日、母名義で審査請求人の口座に20万円の送金を受けており、同年4月14日、複数の企業から合計4万9,242円の給与を受け取っている。

したがって、審査請求人世帯は、資力がありながら保護を受けたものといえ、令和5年4月分として受給した保護費計47万2,928円（引越し費用、敷金等を含む。）のうち、資力の限度である24万9,242円の範囲内で法第63条の規定による費用返還義務を負うといえる。

なお、扶助費の返還を要する事情が明らかになったのは発見月（令和5年4月）ではあるが、問答集問13-4は、「発見月からその前々月の分であっても、法第63条の規定による返還として決定しても差し支えない」としている。

以上から、処分庁が、審査請求人が法第63条の規定による費用返還義務を負うと判断したことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 処分庁が収入認定した金額（返還額）について

ア 法第63条による費用返還については、全額返還が原則であり、必要経費及び当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものが控除の対象となる（平成24年課長通知1の(1)、問答集問13-5の答(1)及び問答集問13-23の答(2)）。

イ 母からの援助について

審査請求人は、母からの援助は、自立更生のための恵与金であり、収入認定されるものではない旨主張している。

この点について、課長通知第8の問41は、「扶養義務者からの援助金は、その援助が、当該扶養義務者について期待すべき扶養の程度をこえ、かつ、当該被保護世帯の自立更生のためにあてるべきことを明示してなされた場合に限り」、「自立更生を目的として恵与された金銭」に該当するものとして取り扱って差し支えないとしている。

金銭の使途について申し出があり、その領収書の提出があった等の事実があるならまだしも、審査請求人は、母からの援助について、その使途を明示してなさ

れたことの証拠を提出していないことから、自立更生を目的として恵与された金銭と認めることはできないとの処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

次官通知第8の3の(2)のイの(ア)は、「他からの仕送り、贈与等による金銭であって社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて認定すること。」としており、処分庁が母からの援助を全額収入認定したことについて、違法又は不当な点はない。

なお、審査請求人は、母からの援助を過去の債務の支払いに充てているところ、問答集問8の95から、保護開始前の借金の返済に必要経費として収入を充てることはそもそも認められていない。また、平成24年課長通知1の(1)の④の(エ)に示されるように、保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額は、自立更生の範囲には含まれないため、返還額から控除することはできない。

以上より、母からの援助について、20万円全額を仕送り収入として認定し、全額を返還対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

ウ 複数の企業からの給与収入について

次官通知第8の3の(1)のアの(ア)は、「勤労収入を得ている者については、基本給、勤務地手当、家族手当及び超過勤務手当等の収入総額を認定すること」とし、同第8の3の(1)のアの(イ)は、「勤労収入を得るための必要経費としては、(4)によるほか、「通勤費等の実費の額を認定すること」とし、同第8の3の(4)は、「勤労に伴う必要経費として別表「基礎控除額表」の額を認定すること」とし、別表「基礎控除額表」(月額)によると、収入金額が4万7,000円から5万999円の場合、1万8,400円を控除するものとされている。

したがって、給与合計4万9,242円から審査請求人より申告のあった通勤費の実費計9,300円及び基礎控除1万8,400円を控除し、給与分からの返還相当額を2万1,542円と決定した処分庁の判断に不当な点はない。

以上のことから、本件処分は、法令等の定めるところに従って適法かつ適正に行われていると認められ、その他審査請求人の主張についても理由はない。

2 判断

以上から、本件処分は、第5の法令等の定めるところに従って、適法かつ適正になされたものであり、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員(部会長)	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳